



Department of Justice

即時リリース用
2014 年 12 月 15 日
WWW.JUSTICE.GOV

CRT
(202) 514-2007
TTY (866) 544-5309

合衆国司法省人権擁護局の発表による連邦、州、地方政府のエボラ出血熱対策における無差別原則に関する声明

ワシントン –

合衆国司法省人権擁護局は、連邦、州、地方政府のエボラ出血熱対策における無差別原則に関する声明を発表しました。また、エボラ出血熱対策における人権保護に関するガイダンス、および適用可能な法的保護に関するガイダンスも併せて発表されました。

エボラウイルスへの対応では、全市民の人権が尊重されるよう配慮することが重要です。根拠のない恐怖や偏見から人種、肌の色、国籍、市民権の状態、身体障害、またはその他の保護状態を理由に住宅、教育、援助、サービス、および雇用へのアクセスが制限されることのないよう、科学と法律に基づいた取り組みが必要です。また、エボラウイルスが自身、家族、そして地域全体に影響をもたらす可能性があるか否か、またその程度について、全市民がインフォームド・デシジョン（十分な情報を得た上での判断）ができる能力を身につけるには、正確な医療情報へのアクセスが不可欠です。

無差別原則とは、以下の 3 点です。

1.

アフリカ諸国の出身者（またはそう認識された人々）、アフリカ系の人々、またはエボラウイルス感染者（またはそう認識された人々）が、いじめ、ハラスメント、またはその他の不当な差別の対象とならないように努める。あらゆる緊急事態の発生時同様、エボラ出血熱は人種、民族、国籍の違いや、在留資格および障害などの有無が人々の反応に影響を及ぼす恐れがあります。ハラスメントやその他の形の不当な差別は違法というだけでなく、治療や情報を得ようとする感染者（または感染の疑いのある人）の前向きな姿勢を損なう可能性もあります。エボラ出血熱感染の疑いを判断する場合、過去 21 日以内にエボラ出血熱の症状を示した人物の体液に直接接触したかどうかを確認することが非常に重要です。適用範囲が広すぎたり、事実ではなく恐怖心によって作成された方針は、不当な差別につながる恐れがあります。アメリカ合衆国では、積極的に法を執行し、差別および不法なハラスメントを禁止します。

2.

英語以外の言語で情報を提供する。公衆衛生上のいかなる脅威への対応に際しては、公的な情報提供を適時かつ正確に発表し普及することが極めて重要です。英語を読まないまたは理解しない市民は少なくありません。しかし、エボラ出血熱の感染経路や症状などに関する適切な情報は、地域

に住むすべての人々に入手可能なものであるべきです。州や地方の住民に向けられたメッセージは、その地域に住む人々の話す、英語以外の言語で提供され、また可能な限り明確に記載される必要があります。言語アクセスに関する詳細は、www.lep.gov をご覧ください。また、言語アクセス権に関する各言語のパンフレットが <http://www.lep.gov/dojbrochures.html> で提供されています。

3.

障害を持つ人々に、情報とサービスを提供する。従来の情報提供方法には、障害を持つ人々がアクセスできない、または利用できないものがあります。例えば、耳の不自由な人はラジオやサイレンなどの音声警報が聞こえません。また、目の不自由な人は通常の印刷物を読むことができません。認知障害のある人は複雑な言葉を理解できないことがあります。医療施設などの各関係機関は、身体に障害を持つ人々にも確実に情報を伝えられる手段や方法を確保する必要があります。障害を持つ人々のアクセスに関する詳細は、www.ADA.gov をご覧ください。

米司法省人権擁護局は、連邦政府の他機関との協力のもと、エボラ出血熱に関係するあらゆる人権問題を監視し続けます。当局は連邦機関と共同で、人権保護を考慮した緊急時の計画および対応がなされるよう取り組み続けます。

###

14-XXXX

このメッセージは配信専用です。返信はしないようお願いいたします。
ご質問は、メッセージ内に記載されている連絡先、または広報部(202-514-2007)までお電話でお問い合わせください。